

## 暴力団排除条項（会員）

1. 日本通訳案内士団体連合会（以下「甲」という。）及び会員団体等（以下「乙」という。）は、それぞれ相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力等」という。）であることが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本会員を解除することができる。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
  - ④ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
  - ⑤ 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
  - ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
  - ⑦ 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
  - ⑧ 準暴力団又は準暴力団構成員（平成25年3月7日付け警察庁通達「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」に規定される、いわゆる「半グレ」と呼ばれる集団又は個人をいう。）
2. 甲及び乙は、それぞれ相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）が反社会的勢力等と次の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本会員を解除することができる。
  - ① 反社会的勢力等によって、経営を支配される関係
  - ② 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 自己または第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用して関係
  - ④ 反社会的勢力等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係
  - ⑤ その他役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との非難されるべき関係

3. 甲及び乙は、それぞれ相手方（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。）が自らまたは第三者を利用して次の各号にでも該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本会員を解除することができる。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲又は乙及び甲又は乙関係者の信用を棄損し、又は業務を妨害する行為
- ⑤ その他前記各号に準ずる行為